

## 広島県ミニバスケットボール連盟登録規定

1. 競技者は12才以下の小学生児童で構成されること。
2. 男女別であること。
3. ベンチで指揮をとる者がJBAの指導者資格を有すること。(申請中を含む)
4. 単独で組織されたチームであること。
  - ◇単独チームの解釈◇
    - (1) 単独小学校のチームであることを原則とする。
    - (2) 単独小学校では10人に満たない場合、近隣の同条件のチームと連合できる。
    - (3) 連合は最大4校までとする。
    - (4) 規定5に定めた児童を加えると4校を超える場合は、事前に各地区理事会に連絡し、承認を受け、例外として連合が認められる。
5. 児童が所属する小学校に登録チームがある場合、他のチームで活動することはできない。
6. 児童が所属する小学校に登録チームがない場合は近隣のチームで活動できる。
  - ◇近隣の解釈について◇
    - ・ただ単に距離が近くても、公共交通機関がないとか、受け入れチームの事情があるなどさまざまな条件がかかわってくるので、各地区理事会が十分に事情を把握し、慎重に判断を行うこと。また、各地区連盟は対象児童や期限について記録を残すこと。
7. 単独チームの条件から外れたチームでも、児童がミニバスケットボールができる機会を保障するため、条件付きでチーム登録を認める。
  - 《条件》
    - ① 全国大会および全国大会につながる予選大会に出場できない。
    - ② 全関西大会および全関西大会につながる予選大会に出場できない。
    - ③ その他の大会には出場できる。
8. 例外規定
  - ・転校した場合、転校先のチームで活動することが望ましいが、本人の希望があれば元のチームで活動を続けることができる。
9. 登録の手順
  - ・各地区の理事会において各地区の登録申請が県連盟の登録規定に沿ったものかどうかを判断し、必要があればチームに指導を行う。
  - ・各地区理事会で判断が難しい事例については県連盟理事会で判断を行う。
10. 大会出場資格について
  - ・全関西大会、全関西広島県予選大会には、6月末までに追加登録申請を広島県ミニバスケット連盟に提出すれば出場できる。
  - ・全国大会・中国大会並びに全国大会・中国大会広島県予選、には、8月中旬に関われる全関西大会最終日までに追加登録申請を広島県ミニバス連盟に提出すれば出場できる。ただし、9月の転入生の追加登録は、9月第2週日曜日までに追加登録申請を広島県ミニバス連盟に提出すれば出場できる。
11. 移籍
  - ・選手の移籍については原則認めない。指導者の年度内移籍も原則認めない。
12. 付則 本規定改定版は平成27年4月1日から適応する。